

『京都府熊野郡誌』編さんと神谷神社参考館

新谷 勝行

はじめに

今回の太刀宮文書の調査に際しては、郡中代をつとめた今西喜代造が寄贈した史料群、すなわち太刀宮文書とともに、神谷神社の佐治宮司家が関わった資料群（佐治家資料）が見いだされた。特に『京都府熊野郡誌』編さんに関する史料群は、これまで明らかになっていない明治～大正期に行われた丹後各地の郡誌編さん事業の実態を明らかにする上で貴重なものと推定された。本稿では、佐治家資料の分析から『京都府熊野郡誌』編さんの過程を検討するとともに、郡誌編さんの過程で収集された資料を収蔵・公開を行った参考館（考古館）と、未完に終わった「久美浜県史」について概観することとしたい。

一 郡誌編纂主任佐治正章について

神谷神社の佐治宮司家は、江戸時代より続く旧家である。境内の石鳥居（京都府登録文化財）には、宝永四年（一七〇七）の神司として佐治正次の名が刻まれており、少なくともこの時期にはさかのぼる。¹

次に熊野郡誌編纂主任であった佐治正章（一八七二～一九三一）について、残された辞令や関係史料から、来歴を見ていきたい。² 佐治

は、明治五年（一八七二）生まれで、二四年には國学院（現國學院大學）に在学している。³ その後、三十年四月には長野県尋常中学校助教諭心得となり、飯田支校（現長野県立飯田高等学校）へ勤務した。三二年四月には長野県松本中学校（現長野県立松本深志高等学校）教諭となったが、同年八月に依願退職した。その後、三三年三月末から四一年五月までは、兵庫県豊岡中学校（現兵庫県立豊岡高等学校）教授として勤務した。また四三年七月には、京都府講義典講究所を修了しており、この時期には神職に専念したものと推定される。この間、四三年六月三十日に宮内省御用掛の増田于信が来丹した際には、稲葉宅蔵、織田幾二郎とともに、織田幾二郎が私設した織田考古館⁴、大明神古墳群、芦高神社古墳、川上麻須屋敷跡などをまわった。同年、福厳寺（神戸市兵庫区）の瀧宜睦の来丹では、織田幾二郎などと函石浜遺跡等へ同行しており、記念写真が残る。⁵ このように佐治は、中学校教諭を経て神職を継ぐ一方、織田幾二郎や稲葉宅蔵などと行動を共にしていることから、郷土史に関しての知見を有していたことがわかる。

二 『京都府熊野郡誌』編さんについて

大正十二年（一九二三）に発刊された『京都府熊野郡誌』（以下、熊野郡誌とする）の編さん過程については、郡誌編さんに関する一件書類が残っていないため、同書巻頭の小倉瀧造郡長の「緒言」および編纂主任の佐治正章による「例言」が唯一の史料であった。緒言および例言によると、郡誌編さんは、

第一期 大正二年 郡誌編さんの議を起こす、資料収集開始

第二期 大正七年 編纂主任佐治正章による郡誌原稿執筆

第三期 大正十年十二月 脱稿後の編集、印刷

の大きく三期に分けることが可能と思われる。

解題・目録に後述するように、佐治家資料のうち熊野郡誌編さん関係資料は、完全な形では残っていない。史料群は、（一）郡誌編纂会議資料（二）郡誌編纂材料（三）熊野郡新風土記（四）郡誌原稿（五）そのほか に大きく五分類できる。先に見た郡誌編さんの過程では、（一）（二）を第一期、（三）（四）を第二期に位置づけることが可能である。例言と佐治家資料、その他からわかる編さんの過程は、【表1】にまとめた。大部分の資料は、大正七年、佐治の郡誌編纂員の嘱託以降のものと推定される。一方、佐治が編纂主任の委嘱を受けた時期がわかる辞令類や、郡誌原稿の三分の二は見当たらなかった等、郡誌編さんの全体像を明らかにするには至らなかった。

三 太刀宮文書の寄贈と考古館（参考館）の移築

佐治が郡誌編纂員を嘱託された大正七年は、郡誌編纂主査であった今西喜代造が文書群を寄贈した年でもあった。今回の調査で、大正七

年十二月二十日付の今西喜代造から神谷神社社司 佐治正章への寄附状、そのほか神社が所有する寄附品の目録が確認された。これらに同様の記載を見出すことができ、郡誌の例言に佐治が記載した内容の追認と、その時期を確認することができた。寄附状（口絵2）には、

寄附状

- | | |
|----------------|--------------|
| 一 幕府時代民政文書 壺函 | 但幕号目録壺冊添 |
| 一 全 民政文書 壺皮庫 | 但無符号及政号目録貳冊添 |
| 一 維新当初民政文書 壺筆筒 | 但明号目録壺冊添 |
- 右寄附仕候間御受納下度候也

大正七年十二月二十日

今西喜代造（印）

神谷神社社司佐治正章殿

とある。記載内容からは、収納状況により三分類されていたこと、それぞれ目録があったことなどがわかる。

その後、大正十年九月一日には、「参考館備品」として雑誌・雑書など二六六冊の寄贈に対して、郷社太刀宮神谷神社社務所から織田幾二郎へ謝状が発出されていたことがわかっていた。今西家の資料の受け入れや郡誌編さんに伴う史料収集の過程で、神谷神社が地域史料の受け入れを行うようになった可能性が考えられる。

なお、郡誌原稿が完成し、編集中であった大正十一年十月十一日には、神谷神社社司佐治正章、氏子総代稲葉市郎右衛門、樟葉品造、岩田春吉、黒崎勘助の連名で、京都府知事あてに「社務所考古館建設願」

が提出されている。長くなるが紹介したい。

社務所考古館建設願

熊野郡久美浜町

郷社 神谷神社

当社務所ハ從來社宅ヲ以テ充當シ來レルモ不便ノ點尠カラズ依テ特ニ建設致度且ツ考古館ハ古文書古器物等漸次散逸セントスルヲ憂慮シ之ガ保存ノ方法ヲ講スルハ目下ノ急務タルヲ考フ而モ吾郡ハ比較的史蹟ニ富ミ古器物等ノ發掘セラレシモノ多ク且ツ歴史的記念物トシテ保存ヲ要スルモノ亦多々アリ是等ノ物品ヲ蒐集陳列シテ公開シ社会教育ノ一端ニ供スルハ学界ニ貢獻スルト共ニ社会施設トシテ最モ適當ノ事業タルヲ信ス是ニ於テ氏子協議ノ上社務所兼考古館トシテ建設ヲ決議セルニ際シ偶々明治初年久美浜県庁舎ノ建設セラレシモノガ豊岡県トナリ豊岡ニ移転セルガ廃県後城崎郡役所トシテ使用セリ然ルニ恰モ城崎郡役所ノ改築セラルハ、ヲ聞キ歴史的記念物トシテ保存スルト共ニ之ヲ考古館ニ充當スルハ最モ意義アル次第タルヲ考ヘ当局ニ交渉ノ上元久美浜県庁舎タリシ建設物ノ譲与ヲ受ケ右当社務所並ニ考古館トシテ建設シ位置ハ別紙図面ノ通りニシテ敷地ヲ購入セントスル次第ナリ右ニ要スル資金ハ氏子ノ負担トシ傍ラ篤志家ノ寄附ヲ以テ之ニ充當スル次第ニ候ヘバ右建設ノ義至急御認可成下度必要書類相添ヘ此段相願候也

大正十一年十月十一日

右神谷神社々司

佐治正章（印）

氏子惣代

熊野郡久美浜町 稲葉市郎右衛門（印）

全 樟葉品造

全 岩田春吉（印）

全 黒崎勘助（印）

京都府知事 若林資藏殿

内容は、神社社務所として神官宅を充てていたが不便の点が多かつたこと、古文書古器物等を収集陳列し公開する施設として考古館が必要であつたことから氏子協議の上で社務所兼考古館の建設を決議したが、その折に城崎郡役所として使われていた旧久美浜県庁の建物が改築されることを聞き、これを譲り受け、社務所兼考古館としたため至急認可をお願いしたいというものである。以下、図面等がついており、現在残る参考館の平面配置と一致することがわかる。

翌大正十二年六月に佐治が作成した『神谷神社考』には、

考古館

当社の附属建物として大正十二年の建設に係り建坪六十一坪を有し古文書古器物を始め歴史的記念物を蒐集保存せる陳列館なり。或は軍事教育に資し或は美術の保存に努め、風土の研究に貢献する處多く、宝物教授を目的とし社会的施設として種々画策する處あり、而も建物は元久美浜県庁舎の正庁にして、種々変遷を経しも歴史的記念物として特に譲り受け考古館に充當せるものなれば、最も意義

ある建物たり。

とある。先の建設願の内容と比べると、軍事教育や美術の保存が目的に加わる。あわせて大正十二年六月には移築していたことがわかる。

その後、昭和四年（一九二九）十一月に久美浜町役場が発行した『久美浜名所案内』⁸には、神谷神社とともに、考古館が紹介されている。その内容は、「神谷神社の附属建物で、古文書古器物を始め、総て歴史的記念物を蒐集保存する一の記念陳列館で、一般に公開随意に観覧させて居る、社会的施設として、大に地方の誇りといふべきである、大正十一年の建設で、建物は明治三年元久美浜県庁の正庁として建築したもので、明治四年十一月久美浜県を廃せられ、豊岡県を設けられた際移転し、豊岡県廃止後は城崎郡役所に充てられて居たが、歴史的記念物として特に譲り受け、考古館に充てたのである、其の内容外観共に相俟つて久美の由緒を語るに最も適当な記念物で風土の研究に資する處が多い。」とあり、歴史的記念物を保存する施設としての位置づけのほか、久美浜町の名所の一つとして認知されていたことがわかる。

しかし戦後の昭和二二年（一九四七）から昭和四七年十二月までの間、考古館は、久美浜簡易裁判所の庁舎として使用された⁹。その際に、収集された史料群は片づけられたという¹⁰。

なお建物の名称は、旧久美浜県庁舎移築時や移築後の史料には「考古館」が用いられる。一方、移築前の資料寄贈謝状には「参考館」の名称が用いられており、昭和六十年五月十五日付の京都府指定文化財の指定名称は「参考館（旧久美浜県庁舎御玄関棟）」である¹¹。今回

の調査では、参考館と考古館の名称について、使い分けや先後関係の有無を明らかにできなかった。今後の課題である。

四 「久美浜県史」原稿について

佐治家資料には、「重要久美浜県史」と箱書のある段ボール箱に入った原稿があった。表紙には「久美浜県史」とあり、巻頭図版の後の緒言には深澤多市編とあった。深澤多市¹²（一八七四～一九三四）は、秋田県仙北郡畑屋村（現在の美郷町）生まれで、秋田県属、宮城県属を経て、大正六年に京都府属となり、大正八年四月から十年五月まで熊野郡長をつとめた人物である。熊野郡長時代に京都帝国大学（現京都大学）の喜田貞吉との親交が始まり、郷里の秋田県に戻った後は、横手町（現横手市）役場助役を勤める傍ら、地元の飯詰村史編纂会、横手郷土史編纂会などを主催し、小野寺氏研究や秋田氏研究のほか、菅江真澄研究などを進めた。一方、帰郷直後の大正十一年七月に自宅が火災にあい、収集した書籍や自身の記録類の大半を焼失してしまった。そのため、郷土史研究の基礎となる地域史料の収集と公開を目指し、『秋田叢書』の編さんを進めることとなった。このように深澤は、戦前の秋田県の郷土史研究を牽引した人物であった。

「久美浜県史」の原稿については、深澤自身が書き残した「追憶の記死児の齢」に作成の経過が記される¹³。以下、引用する。

特に又最も遺憾であるものは

久美浜県史 三卷

である。これは丹後在官中明治の初年に新置され幾干もなくなして廃されたる久美浜県の史蹟書を見たるに感興を催し、大正十年一月二日より起稿し退官のときも同地の織田幾二郎翁等と約し、其の稿本と若干の史料を借覧し、稿を換ゆること前後三回、客年十二月より浄書にかかり本年の二月に脱稿し、之を当時久美浜県の権大属として令名ありし今の貴族院議員浅田徳則翁に示して題字を請いしに快く題詩も頂き又松田権知事の事蹟の調査をもなし呉れるとの心添もあつて当時補正をなしあつたので紙数美濃紙約二百五十枚全部脱稿の上は郡にて印刷に付すると云うことにまであつて居つたのである。これは原稿本と二本予の書斎の坐有にあつたので火災の當時も慥に一旦は屋外に搬出されたものであるが、後猛火の爲め焦損されたもので、少許の残片が出たのみである織田翁や稲葉氏に対して面目がない許りでなく自分も頗る遺憾とする処である

深澤の記述から、郡長在任中に執筆を始め、帰郷後の大正十一年二月に脱稿し、郡役所から発刊する予定であつたことがわかる。現在残る原稿は、焼損の跡が著しく、水をかぶつた跡もあり、文字の判読が困難な状態である。深澤の手元にあつた原稿が神谷神社に伝わった経緯は、大正十一年十一月三日付で郷社太刀宮神谷神社社務所より織田幾二郎へあてた謝状からわかる。¹⁴ 本謝状には「久美浜県史原稿一冊 但深澤多市氏執筆罹災残部文字不明」とあることから、深澤から織田幾二郎のもとへ、原稿三冊のうち焼け残つた一冊が送られ、その後、織田から神谷神社へ寄贈されたことがわかる。

「久美浜県史」の原稿には目次があり、残された原稿は、第一編前記および第二編 本記第七章までの部分とわかつた。深澤の郷土史研究に関する著作では、初期の著作原稿と評価できる史料である。火災により失われ、発刊されなかつたことが大変惜しまれる。

おわりに

以上のように佐治家資料には、『京都府熊野郡誌』編さん過程における収集資料や原稿の一部が残っており、編纂主任であつた佐治正章が行つた郡誌編さん事業の一端を明らかにすることができた。しかし資料、原稿ともにすべてが残っていないため、全容を明らかにするには至らなかつた。また未刊に終わつた「久美浜県史」原稿は、後に秋田県の郷土史を牽引する深澤多市郡長が残したものであることが明らかになり、深澤の初期の郷土史に関する著作原稿であることがわかつた。深澤郡長の就任が『京都府熊野郡誌』の編さんに与えた影響などは今後の課題といえる。あわせて参考館（考古館）の移築に関する史料の発見から、移築の経過や戦前における位置づけなどを明らかにすることができた。

参考館（考古館）の移築時期には、深澤が「久美浜県史」を脱稿したほか、大正二年に稲葉市郎右衛門（十二代）が記した『過渡の久美浜』¹⁵が発刊されるなど、明治初期の久美浜県時代の記録作成や顕彰が集中して行われている点が目される。その背景や、考古館の収蔵品の検討、その後の展開を明らかにすることが今後の課題である。

謝辞 本稿の作成にあたり、郡誌編纂主任佐治正章に関しては、佐治宣幸宮司にご教示いただいたほか、辞令等の史料調査にご協力をいただいた。また深澤多市に関しては、前秋田県立博物館の松山修氏、秋田県立博物館の角崎大氏に資料提供をいただき、多くのご教示を得た。記して感謝したい。

【註】

- 1 石鳥居には「宝永四丁亥歳八月吉日 神司 佐治正次代」、「奉建立鳥居／願主本町講中」の銘文が刻まれる。
- 2 没年は墓石の調査より。そのほかは佐治家所蔵の辞令より。
- 3 『京都府熊野郡久美浜稲葉家資料調査報告書』京丹後市教育委員会 二〇〇八年 稲葉家文書B三九―五八四
- 4 明治三六年に織田幾二郎が久美浜郵便局舎二階に私設したもの。大正元年十一月十六日に所蔵資料を京都帝国大学へ寄贈し閉館した。
- 『函石浜遺跡とその発見者たち』京丹後市立丹後古代の里資料館 二〇〇六年 に経過をまとめている。
- 5 『函石浜遺跡とその発見者たち』京丹後市立丹後古代の里資料館 二〇〇六年 p 二四写真に人物名の記載はないが、右から二人目が佐治正章ということ为先代佐治正胤宮司よりご教示いただいた。
- 6 『京都府熊野郡誌』京都府熊野郡役所 一九二三年
- 7 『函石浜遺跡とその発見者たち』京丹後市立丹後古代の里資料館 二〇〇六年 p 三〇 織田家文書
- 8 京丹後市史資料編『京丹後市の古地図』京丹後市役所 二〇一六年 p 二一〇
- 9 久美浜町誌編纂委員会編『久美浜町誌』京都府熊野郡久美浜町役場

一九七五年 p 九六〇

10 先代の佐治正胤宮司からの聞き取りによる。

11 『京都の文化財』第三集 京都府教育委員会 一九八五年 p 十四

12 青柳信勝・小田嶋道雄編『郷土史の先覚 深澤多市』龍昌院内紫水先生顕彰会発行 二〇〇六年

秋田県立博物館企画展『深澤多市・郷土研究と真澄研究の偉業』解説パンフレット 令和四年四月二十九日（金・祝）～七月三日（日）秋田県立歴史博物館 菅江真澄資料センター

深澤多市に関しては、本企画展示を担当された秋田県立博物館角崎大氏、関係史料の整理を行われた前秋田県立博物館の松山修氏にご教示いただいた。

13 原史料は、秋田県立博物館所蔵。翻刻は、森本彌吉編『郷土史の先覚 深澤多市作品集』イズミヤ出版 二〇一八年より一部修正の上、引用した。本史料は、松山修氏にご教示いただいた。

14 『函石浜遺跡とその発見者たち』京丹後市立丹後古代の里資料館 二〇〇六年 p 三〇

15 『過渡の久美浜』大正十一年一月 十二代稲葉市郎右衛門は、織田幾二郎とともに東京人類学会の会員であった。

【表１】『京都府熊野郡誌』編さん関係年表

年月日	事項	備考、出典
明治36年 (1903)	3月 織田幾二郎が「自家別荘に陳列所を設け」たことを報告（久美浜郵便局舎2階に織田考古館を私設）	『東京人類学会雑誌』第217号
大正元年 (1912)	11月16日 織田幾二郎が京都帝国大学へ資料寄贈願を提出、同大学の松山義通、浜田耕作、植田寿蔵が資料を受け取る。織田考古館閉館	織田家文書
大正2年	4月 郡誌編さんの議を起こす	『京都府熊野郡誌』緒言
	4月18日 高辻巖郡長により資料蒐集委員委嘱	資料蒐集委員委嘱状
	7月 山中實郡長となる	『京都府熊野郡誌』
	12月 稲葉市郎右衛門（12代英裕）が幕末～明治初期の事蹟をまとめた「過渡の久美浜」を記す	『過渡の久美浜』緒言
大正3年	9月22日 主査会（26日）開催通知 郡史編纂材料蒐集委員長→主査	佐治家資料27
大正4年	7月 12代稲葉市郎右衛門死去	
	10月4日 主査会（7日）開催通知 郡史編纂材料蒐集委員長→主査	佐治家資料27
	10月16日 郡丙第163号湊村出張（21日）依頼 熊野郡役所→佐治正章	佐治家資料27
大正5年	7月29日 郡誌編纂材料蒐集委員報酬額費用弁償額及其支給規定	佐治家資料27
	12月 文部省維新史料編纂会へ貸付文書覚書	太刀宮文書961
大正6年	1月 永元榮一郡長となる	『京都府熊野郡誌』
	1月20日 主査会（22日）開催通知 郡史編纂材料蒐集委員長→主査	佐治家資料27
	6月25日 郡史編纂材料蒐集委員報酬額費用弁償額及其支給規定	佐治家資料27
大正7年	4月10日 主査会（11日）開催、稲葉宅蔵死去通知 郡史編纂材料蒐集委員長→主査	佐治家資料27
	12月20日 今西喜代造が神谷神社へ古文書を寄附する	「寄附状」
	佐治正章、郡誌編纂員嘱託	『京都府熊野郡誌』例言
大正8年	4月 深澤多市郡長となる	『京都府熊野郡誌』
	6月 府知事馬淵鋭太郎が序を記述。深澤多市郡長が稲葉市郎右衛門（13代景介）と「過渡の久美浜」の頒布を企画	『過渡の久美浜』序
大正9年	5月 第1編第10章 名所旧跡原稿	佐治家資料51
	7月 第1編第11章 風俗習慣原稿	佐治家資料68
大正10年	1月 深澤多市郡長が「久美浜県史」を起稿	「追憶の記死児の齢」
	3月 深澤多市郡長が「久美浜県史」発凡を執筆	佐治家資料41
	4月 第2編第4章 川上村原稿	佐治家資料84
	5月 第2編第5章 下佐濃村原稿	佐治家資料82
	5月 小倉瀧造郡長となる	『京都府熊野郡誌』
	7月 第2編第7章 田村原稿	佐治家資料58
	9月 第2編第8章 神野村原稿	佐治家資料57
	12月 第2編第9章 湊村原稿	佐治家資料86
	12月 町村誌脱稿	『京都府熊野郡誌』例言
	町村誌脱稿	『京都府熊野郡誌』例言
大正11年	1月 『過渡の久美浜』発刊	『過渡の久美浜』奥付
	2月 深澤多市が「久美浜県史」を脱稿	「追憶の記死児の齢」
	7月 深澤多市自宅火災。「久美浜県史」は焼損。	「追憶の記死児の齢」
	10月3日 織田幾二郎が「久美浜県史原稿 一冊 但深澤多市氏執筆罹災残部文字不明」を神谷神社へ寄贈する	織田家文書
	10月11日 神谷神社社司佐治正章、氏子総代4名の連名で京都府知事宛に「社務所考古館建設願」を提出	「社務所考古館建設願」
大正12年	1月 佐治正章、例言執筆	佐治家資料42
	2月 熊野郡長小倉瀧造、緒言	『京都府熊野郡誌』例言
	6月 佐治正章が『神谷神社考』を発刊。旧久美浜県庁の一部を移築した考古館の記述がある。	『神谷神社考』
	11月 佐治正章が久美尋常高等小学校沿革誌草案を作成する	佐治家資料46
	12月 『京都府熊野郡誌』発刊	『京都府熊野郡誌』奥付